

# 人事委員会年報

令和6年度

 鹿児島県人事委員会  
(令和7年8月)

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 人事委員会の組織及び運営         | 1  |
| I 人事委員会                  | 1  |
| 1 人事委員会委員                | 1  |
| 2 令和6年度人事委員会開催状況         | 1  |
| II 事務局                   | 5  |
| 1 事務局の組織                 | 5  |
| 2 事務分掌                   | 5  |
| 第2章 人事委員会の業務             | 7  |
| I 任用                     | 7  |
| 1 採用試験及び採用選考試験           | 7  |
| 2 選考採用                   | 13 |
| 3 優秀かつ多様な人材の確保           | 13 |
| 4 情報提供による請求              | 14 |
| 5 人事委員会規則の制定・改廃          | 14 |
| II 給与                    | 15 |
| 1 給与に関する報告及び勧告           | 15 |
| 2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出 | 19 |
| 3 人事委員会規則の制定・改廃          | 20 |
| III 審査                   | 21 |
| 1 公平審査                   | 21 |
| 2 苦情相談                   | 21 |
| 3 職員団体の登録等               | 21 |
| 4 公平委員会事務の受託等            | 22 |
| 5 労働基準監督                 | 22 |
| 6 人事委員会規則の制定・改廃          | 23 |
| 別表1                      | 24 |
| 別表2                      | 25 |
| 別表3                      | 27 |
| 別表4                      | 29 |

# 第1章 人事委員会の組織及び運営

## I 人事委員会

### 1 人事委員会委員

| 職   | 氏名     | 勤務別 | 任期  | 現(元)職            |
|-----|--------|-----|---|------------------|
| 委員長 | 富永 信一  | 常勤  | R 5. 4. 1~R 5. 7. 16<br>R 5. 7. 17~R 9. 7. 16                           | 元) 県東京事務所長       |
| 委員  | 宇那木 正寛 | 非常勤 | H29. 7. 27~R 3. 7. 26<br>R 3. 7. 27~R 7. 7. 26<br>R 7. 7. 27~R11. 7. 26 | 現) 鹿児島大学教授       |
| 委員  | 平山 勢津子 | 非常勤 | R 元. 7. 17~R 4. 7. 29<br>R 4. 7. 30~R 8. 7. 29                          | 現) (株) 玉里代表取締役社長 |

### 2 令和6年度人事委員会開催状況

| 回 | 開催日          | 議題  |
|---|--------------|---|
| 1 | R6. 4. 9(火)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>委員長の専決処分について</li> <li>令和6年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)「先行実施枠」受験申込状況について</li> <li>令和5年度鹿児島県職員採用セミナー等の実施結果について</li> <li>令和5年度苦情相談の状況について</li> <li>令和6年職種別民間給与実態調査について</li> </ol>  |
| 2 | R6. 5. 8(水)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>委員長の専決処分について</li> <li>令和6年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)「先行実施枠」第1次試験受験状況について</li> <li>第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について</li> </ol>  |
| 3 | R6. 6. 4(火)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について</li> <li>令和6年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)「先行実施枠」第1次試験合格者数について</li> <li>令和6年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)受験申込状況について</li> <li>令和6年度「フリートークカフェ」及び「テーマ別お仕事ガイダンス」の実施について</li> <li>令和6年度九州地方人事委員会協議会委員長会議の結果概要について</li> </ol> |
| 4 | R6. 6. 13(木) | <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)「先行実施枠」最終合格者決定について</li> <li>委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>令和6年度苦情相談の状況について</li> </ol>  |

| 回  | 開催日          | 議題   |
|----|--------------|--|
| 5  | R6. 7. 5(金)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について</li> <li>2 委員長の専決処分について</li> <li>3 令和6年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者数について</li> <li>4 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況等について</li> <li>5 第132回全国人委員会連合会総会の結果概要について</li> <li>6 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会による要請活動について</li> </ol>  |
| 6  | R6. 8. 6(火)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者決定について</li> <li>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>3 令和6年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）受験申込状況について</li> <li>4 令和6年度「フリートークカフェ in 関西」の実施結果について</li> <li>5 第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の結果概要について</li> <li>6 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）行政「先行実施枠」最終合格者の併願状況</li> </ol>   |
| 7  | R6. 8. 26(月) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の基本方針（素案）について</li> <li>2 令和6年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験受験状況について</li> <li>3 お仕事ガイダンスファーストステージ（1～2年生向け）の実施結果について</li> <li>4 人事委員会年報（令和5年度）について</li> <li>5 令和6年（審）第2号事案の受理について</li> </ol>  |
| 8  | R6. 9. 13(金) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について</li> <li>2 「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針（案）</li> <li>3 令和6年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験合格者数について</li> <li>4 令和6年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）受験申込状況について</li> <li>5 令和6年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について</li> <li>6 令和6年度九州地方人事委員会協議会委員長・局長合同会議の結果について</li> <li>7 鹿児島県地方公務員労働組合協議会等による要請活動について</li> </ol> |
| 9  | R6. 9. 24(火) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告」について</li> <li>2 令和6年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について</li> <li>3 令和6年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施について</li> <li>4 令和6年（審）第3号事案の受理について</li> </ol>  |
| 10 | R6. 10. 8(火) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告」について</li> </ol>   |

| 回  | 開催日           | 議題   |
|----|---------------|--|
| 11 | R6. 10. 24(木) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）最終合格者決定について</li> <li>2 令和6年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）第1次試験合格者数について</li> <li>3 令和6年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について</li> <li>4 令和6年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施について</li> <li>5 令和6年度「お仕事ガイダンス～ぶっちゃけどうなの？転勤事情～」の実施結果について</li> <li>6 令和6年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について</li> </ol> |
| 12 | R6. 11. 21(木) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）最終合格者決定について</li> <li>2 令和6年度就職氷河期世代対象鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について</li> <li>3 令和6年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次合格者数について</li> </ol>  |
| 13 | R6. 12. 5(木)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について</li> <li>2 人事委員会の取組の体系化イメージ図について</li> <li>3 募集活動に用いる給与、福利厚生等のPRチラシについて</li> </ol>  |
| 14 | R6. 12. 19(木) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について</li> </ol>  |
| 15 | R7. 1. 9(木)   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について</li> <li>2 令和6年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施結果について</li> <li>3 超過勤務時間の縮減に係る職員アンケートについて</li> <li>4 審査請求の取り下げについて</li> </ol>   |
| 16 | R7. 2. 4(火)   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度鹿児島県職員採用試験の実施について</li> <li>2 令和6年（審）第2号事案に係る審査に関する事務の委任について</li> <li>3 委員長の専決処分について</li> <li>4 令和6年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施結果について</li> </ol>  |
| 17 | R7. 2. 14(金)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 令和7年度鹿児島県職員採用試験の実施について</li> <li>3 労働基準等に関する調査の実施結果について</li> </ol>  |
| 18 | R7. 2. 28(金)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について</li> <li>2 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正について</li> <li>3 「鹿児島県職員採用試験総合案内2025」について</li> </ol>   |
| 19 | R7. 3. 11(火)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度鹿児島県職員採用試験の実施について</li> <li>2 職員の採用選考について</li> <li>3 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</li> <li>4 一般任期付職員の任期を定めた採用の承認について</li> <li>5 審査請求の却下について</li> <li>6 事務局職員の任免について</li> <li>7 委員長の専決処分について</li> </ol>   |

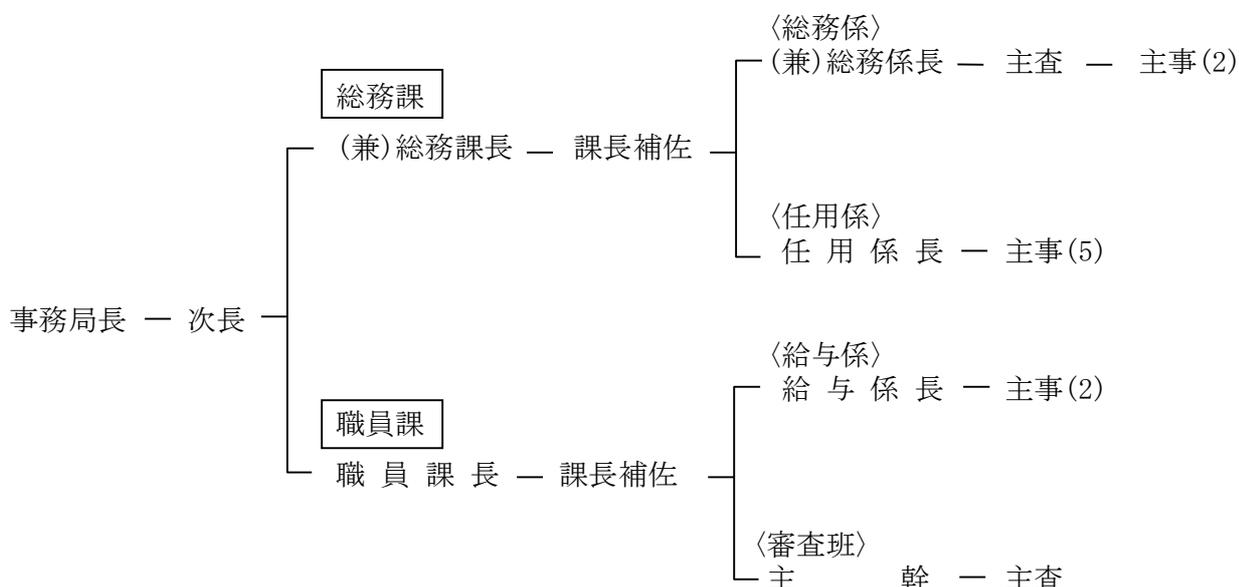
| 回  | 開催日         | 議題  |
|----|-------------|---|
| 20 | R7. 3.21(金) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について</li> <li>2 令和7年度鹿児島県人事委員会の開催計画について</li> <li>3 委員長の専決処分について</li> <li>4 令和6年度「フリートークカフェ in九州」の実施結果について</li> <li>5 超過勤務時間の縮減に係る職員アンケートの結果について</li> <li>6 令和7年度人事委員会事務局当初予算の概要について</li> </ol> |

\* 定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」については省略

## II 事務局

### 1 事務局の組織

(令和6年4月1日現在)



### 2 事務分掌

#### 総務課

##### 総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

##### 任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 採用試験及び採用に係る選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 人事評価 (任用係の分掌事務に係るもの) 及び研修に関する研究及びその成果の提出並びに勧告に関すること。
- (11) 職員の定年等に関すること。

## 職員課

### 給与係

- (1) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）、給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与の支払の監理に関すること。
- (4) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議及び意見の提出に関すること。
- (8) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

### 審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関すること。
- (2) 不利益な処分についての審査請求に対する審査、裁決及び必要な措置に関すること。
- (3) 職員の苦情処理に関すること。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (5) 職員の営利企業への従事等の制限に関すること。
- (6) 退職管理の適正の確保に関すること。
- (7) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関すること。
- (8) 法人格法に基づく規約の認証及び認証の取消しに関すること。
- (9) 勤務条件に関する労働基準監督に関すること。
- (10) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (11) 委託された公平委員会の事務の処理に関すること。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

## 第2章 人事委員会の業務

### I 任用

#### 1 採用試験及び採用選考試験

令和6年度に人事委員会が実施した職員採用試験及び職員採用選考試験の結果の概要は、次のとおりである。

##### (1) 大学卒業程度（先行実施枠）試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から29歳まで）を対象とする試験であり、特別な公務員対策をしていない方でも受験しやすい試験として、平成29年度から実施している。

事務職1職種（行政）と技術職2職種（土木、建築）について、第1次試験を4月14日、第2次試験を5月17日～6月5日に実施し、6月14日に最終合格者を発表した。

受験者181人、最終合格者75人、競争率2.4倍という状況であった。令和5年度に比べ、受験者は38人（17.4%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「行政」が2.5倍、技術職では「土木」が3.0倍、「建築」が1.0倍であった。

##### (2) 大学卒業程度試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から29歳まで。ただし、保健師は21歳から29歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（行政及び警察事務）と技術職14職種について、第1次試験を6月16日、第2次試験を7月9日～7月25日に実施し、8月7日に最終合格者を発表した。

受験者361人、最終合格者172人、競争率2.1倍という状況であった。令和5年度に比べ、受験者は74人（17.0%）減少した。

事務職「行政」の受験者は227人、「警察事務」の受験者は15人で、事務職全体の競争率は2.9倍であった。

一方、技術職の場合、全体の競争率は1.4倍で、「水産」及び「栄養士」が1.7倍と最も高く、「電気」及び「化学Ⅱ」が1.0倍で最も低かった。

##### (3) 民間企業等職務経験者対象試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者（行政は年齢30歳から39歳まで、UIターン枠は59歳以下）を対象とする試験である。

事務職（行政）と技術職（UIターン枠）8職種について、第1次試験を8月11日、第2次試験を9月11日～10月14日に実施し、10月25日に最終合格者を発表した。

受験者87人、最終合格者37人、競争率2.4倍という状況であった。令和5年度に比べ、受験者は72人（45.3%）減少した。

##### (4) 短大卒業程度試験

短大卒業程度の学力を有する者（年齢20歳から27歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月29日、第2次試験を10月23日～11月1日に実施し、11月22日に最終合格者を発表した。

受験者77人、最終合格者40人、競争率1.9倍という状況であった。令和5年度に比べ、受験者は55人（41.7%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が2.1倍、「教育事務」が1.9倍、技術職では「土木」が1.5倍であった。

**(5) 高校卒業程度試験**

高校卒業程度の学力を有する者（年齢 18 歳から 21 歳まで）を対象とする試験である。

事務職 2 職種（一般事務及び警察事務）と技術職 4 職種について、第 1 次試験を 9 月 29 日、第 2 次試験を 10 月 23 日～11 月 1 日に実施し、11 月 22 日に最終合格者を発表した。

受験者 184 人、最終合格者 81 人、競争率 2.3 倍という状況であった。令和 5 年度に比べ、受験者は 16 人（8.0%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が 2.6 倍、「警察事務」が 2.8 倍であった。技術職の場合、全体の競争率は 1.4 倍で、「林業」が 3.0 倍と最も高く、「農業土木」が 1.0 倍で最も低かった。

**(6) 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験**

任命権者からの依頼を受けて、就職氷河期世代（年齢 39 歳から 49 歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務について、第 1 次試験を 9 月 29 日、第 2 次試験を 10 月 23 日～10 月 27 日に実施し、11 月 22 日に最終合格者を発表した。受験者 35 人、最終合格者 9 人、競争率 3.9 倍という状況であった。令和 5 年度に比べ、受験者は 5 人（12.5%）減少した。

**(7) 障害者を対象とする職員採用選考試験**

任命権者からの依頼を受けて、障害者（年齢 18 歳から 39 歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務について、第 1 次試験を 11 月 3 日、第 2 次試験を 12 月 2 日～12 月 4 日に実施し、12 月 20 日に最終合格者を発表した。受験者 22 人、最終合格者 6 人、競争率 3.7 倍という状況であった。令和 5 年度に比べ、受験者は 4 人（15.4%）減少した。

## 令和6年度職員採用試験等実施結果

[競争試験]

(単位：人)

|              | 試験名           | 採用予定<br>人員 | 受験<br>申込者数 | 1次試験<br>受験者数 | 受 験 率<br>(%) | 1次試験<br>合格者数 | 最終<br>合格者数 | 競争率<br>(倍) | 採用者数 |
|--------------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------|
|              | 試験区分          |            |            |              |              |              |            |            |      |
| 大学卒業程度       | 行政（先行実施枠）     | 35         | 210        | 171          | 81.4         | 120          | 69         | 2.5        | 48   |
|              | 土木（先行実施枠）     | 8人程度       | 7          | 6            | 85.7         | 3            | 2          | 3.0        | 1    |
|              | 建築（先行実施枠）     | 3人程度       | 6          | 4            | 66.7         | 4            | 4          | 1.0        | 3    |
|              | 行政            | 42         | 283        | 227          | 80.2         | 140          | 79         | 2.9        | 45   |
|              | 警察事務          | 5          | 17         | 15           | 88.2         | 12           | 5          | 3.0        | 3    |
|              | 心理            | 9          | 14         | 12           | 85.7         | 9            | 9          | 1.3        | 8    |
|              | 福祉            | 10         | 19         | 16           | 84.2         | 11           | 11         | 1.5        | 9    |
|              | 農業            | 21         | 26         | 19           | 73.1         | 17           | 12         | 1.6        | 10   |
|              | 畜産            | 8          | 10         | 6            | 60.0         | 4            | 4          | 1.5        | 4    |
|              | 農業土木          | 7          | 5          | 4            | 80.0         | 4            | 3          | 1.3        | 1    |
|              | 林業            | 11         | 12         | 10           | 83.3         | 10           | 8          | 1.3        | 7    |
|              | 水産            | 2          | 10         | 5            | 50.0         | 5            | 3          | 1.7        | 2    |
|              | 土木            | 20         | 19         | 15           | 78.9         | 15           | 12         | 1.3        | 2    |
|              | 建築            | 6          | 8          | 5            | 62.5         | 4            | 4          | 1.3        | 2    |
|              | 電気            | 1          | 2          | 2            | 100.0        | 2            | 2          | 1.0        | 2    |
|              | 化学Ⅰ           | 4          | 4          | 4            | 100.0        | 4            | 3          | 1.3        | 2    |
|              | 化学Ⅱ           | 4          | 4          | 4            | 100.0        | 4            | 4          | 1.0        | 3    |
|              | 栄養士           | 1          | 6          | 5            | 83.3         | 4            | 3          | 1.7        | 2    |
|              | 保健師           | 14         | 12         | 12           | 100.0        | 12           | 10         | 1.2        | 8    |
|              | 小 計           |            | 211        | 674          | 542          | 80.4         | 384        | 247        | 2.2  |
| 民間企業等職務経験者対象 | 行 政           | 15         | 86         | 70           | 81.4         | 43           | 26         | 2.7        | 19   |
|              | 農 業(UIターン枠)   | 8          | 1          | 1            | 100.0        | 1            | 1          | 1.0        | 1    |
|              | 畜 産(UIターン枠)   | 2          | 0          | 0            | —            | 0            | 0          | —          | 0    |
|              | 農業土木(UIターン枠)  | 2          | 0          | 0            | —            | 0            | 0          | —          | 0    |
|              | 林 業(UIターン枠)   | 3          | 4          | 4            | 100.0        | 4            | 4          | 1.0        | 4    |
|              | 水 産(UIターン枠)   | 2          | 3          | 3            | 100.0        | 2            | 2          | 1.5        | 2    |
|              | 土 木(UIターン枠)   | 7          | 5          | 5            | 100.0        | 4            | 3          | 1.7        | 2    |
|              | 建 築(UIターン枠)   | 3          | 0          | 0            | —            | 0            | 0          | —          | 0    |
|              | 保 健 師(UIターン枠) | 6          | 4          | 4            | 100.0        | 2            | 1          | 4.0        | 1    |
| 小 計          |               | 48         | 103        | 87           | 84.5         | 56           | 37         | 2.4        | 29   |
| 短大卒業程度       | 一般事務          | 10         | 38         | 21           | 55.3         | 15           | 10         | 2.1        | 9    |
|              | 教育事務          | 32         | 81         | 53           | 65.4         | 36           | 28         | 1.9        | 27   |
|              | 土 木           | 5          | 3          | 3            | 100.0        | 3            | 2          | 1.5        | 2    |
|              | 小 計           |            | 47         | 122          | 77           | 63.1         | 54         | 40         | 1.9  |
| 高校卒業程度       | 一般事務          | 31         | 147        | 121          | 82.3         | 70           | 47         | 2.6        | 36   |
|              | 警察事務          | 6          | 36         | 33           | 91.7         | 19           | 12         | 2.8        | 8    |
|              | 農業土木          | 4          | 4          | 4            | 100.0        | 4            | 4          | 1.0        | 3    |
|              | 林 業           | 6          | 6          | 6            | 100.0        | 4            | 2          | 3.0        | 1    |
|              | 土 木           | 6          | 16         | 14           | 87.5         | 14           | 11         | 1.3        | 4    |
|              | 建 築           | 4          | 6          | 6            | 100.0        | 5            | 5          | 1.2        | 3    |
|              | 小 計           |            | 57         | 215          | 184          | 85.6         | 116        | 81         | 2.3  |
| 総計           |               | 363        | 1,114      | 890          | 79.9         | 610          | 405        | 2.2        | 284  |

[選考試験]

(単位：人)

|           | 試験名 | 試験区分 | 採用予定<br>人員 | 受験<br>申込者数 | 1次試験<br>受験者数 | 受 験 率<br>(%) | 1次試験<br>合格者数 | 最終<br>合格者数 | 競争率<br>(倍) | 採用者数 |
|-----------|-----|------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------|
| 障害者対象     |     | 一般事務 | 6          | 27         | 20           | 74.1         | 13           | 5          | 4.0        | 5    |
|           |     | 警察事務 | 2          | 3          | 2            | 66.7         | 2            | 1          | 2.0        | 1    |
|           |     | 小 計  | 8          | 30         | 22           | 73.3         | 15           | 6          | 3.7        | 6    |
| 就職水河期世代対象 |     | 一般事務 | 5          | 50         | 35           | 70.0         | 21           | 9          | 3.9        | 9    |
| 総計        |     |      | 13         | 80         | 57           | 71.3         | 36           | 15         | 3.8        | 15   |

## 令和6年度職員採用試験等実施一覧

| 試験名                   | 大学卒業程度   | 大学卒業程度   | 民間企業等職務経験者  |
|-----------------------|--|--|---|
| 試験区分                  | 行政 (先行実施枠)<br>土木 (先行実施枠)<br>建築 (先行実施枠)   | 行政 警察 事務<br>理業 福畜 社<br>業 畜 産<br>土木 林 業<br>産 業 木<br>建築 土 気<br>I 電 化<br>士 保 健<br>栄 養 師   | 行政<br>業 (UI ターン枠)<br>畜産 (UI ターン枠)<br>農業土木 (UI ターン枠)<br>林業 (UI ターン枠)<br>水産 (UI ターン枠)<br>土木 (UI ターン枠)<br>建築 (UI ターン枠)<br>保健師 (UI ターン枠)  |
| 受験資格                  | ① 平成 7. 4. 2～平成 15. 4. 1 に生まれた者。<br>② 平成 15. 4. 2 以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4 年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和 7. 3 末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 | ① 平成 7. 4. 2～平成 15. 4. 1 に生まれた者。<br>ただし、保健師は平成 7. 4. 2～平成 16. 4. 1 に生まれた者。<br>② 平成 15. 4. 2 以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4 年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和 7. 3 末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。<br>福祉、化学Ⅱ、栄養士及び保健師は 資格又は免許を必要とする。 | ① 行政は、昭和 60. 4. 2～平成 7. 4. 1 に生まれた者。<br>UI ターン枠は、昭和 40. 4. 2 以降に生まれた者。<br>② 行政は、民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関における職務経験を 5 年以上有する者。<br>③ UI ターン枠は、県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関における職務経験を 5 年以上有する者。 |
| 公告日                   | R6. 3. 1(金)  | R6. 3. 1(金)  | R6. 3. 22(金)  |
| 受付期間                  | R6. 3. 4(月)<br>～ 3. 21(木)  | R6. 4. 23(火)<br>～ 5. 15(水)   | R6. 6. 3(月)<br>～ 7. 2(火)  |
| 1次試験日<br>[試験地]        | R6. 4. 14(日)<br>[鹿児島市, 東京都]  | R6. 6. 16(日)<br>[鹿児島市, 東京都]  | R6. 8. 11(日)<br>[鹿児島市, 東京都]   |
| 1次合格者<br>決定日          | R6. 5. 15(水)   | R6. 6. 24(月)   | R6. 9. 5(木)   |
| 1次合格者<br>発表日          | R6. 5. 16(木)   | R6. 6. 25(火)   | R6. 9. 6(金)   |
| 2次試験日<br>[試験地]        | R6. 5. 17(金)<br>～ 6. 5(水)<br>[鹿児島市]  | R6. 7. 9(火)<br>～ 7. 25(木)<br>[鹿児島市]  | R6. 9. 11(水)<br>～ 10. 14(月)<br>[鹿児島市]   |
| 最終合格者<br>決定日<br>(委員会) | R6. 6. 13(木)   | R6. 8. 6(火)  | R6. 10. 24(木)   |
| 最終合格者<br>発表日          | R6. 6. 14(金)   | R6. 8. 7(水)  | R6. 10. 25(金)   |

| 試験名                   | 短大卒業程度                               | 高校卒業程度                               | 就職氷河期世代を対象とする<br>職員採用選考試験   | 障害者を対象とする<br>職員採用選考試験                                       |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| 試験区分                  | 一般事務<br>教育事務<br>土木                   | 一般事務<br>警察事務<br>農業<br>林業<br>土木<br>建築 | 一般事務  | 一般事務<br>警察事務  |
| 受験資格                  | 平成9.4.2～平成17.4.1に生まれた者。              | 平成15.4.2～平成19.4.1に生まれた者。             | ① 昭和50.4.2～昭和61.4.1に生まれた者。<br>② 令和6.4.1以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者、かつ、令和6.4.1以前の5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者。 | 身体障害者手帳，療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者等で，昭和60.4.2～平成19.4.1に生まれた者。 |
| 公告日                   | R6. 3. 22(金)                         |                                      | —   | —   |
| 受付期間                  | R6. 8. 1(木)<br>～ 8. 23(金)            |                                      | R6. 8. 1(木)<br>～ 8. 23(金)   | R6. 8. 23(金)<br>～ 9. 11(水)                                  |
| 1次試験日<br>[試験地]        | R6. 9. 29(日)<br>[鹿児島市]               |                                      | R6. 9. 29(日)<br>[鹿児島市]  | R6. 11. 3(日)<br>[鹿児島市]                                      |
| 1次合格者<br>決定日          | R6. 10. 7(月)                         |                                      | R6. 10. 7(月)  | R6. 11. 14(木)   |
| 1次合格者<br>発表日          | R6. 10. 8(火)                         |                                      | R6. 10. 8(火)  | R6. 11. 15(金)   |
| 2次試験日<br>[試験地]        | R6. 10. 23(水)<br>～11. 1(金)<br>[鹿児島市] |                                      | R6. 10. 23(水)<br>～10. 27(日)<br>[鹿児島市]   | R6. 12. 2(月)<br>～12. 4(水)<br>[鹿児島市]                         |
| 最終合格者<br>決定日<br>(委員会) | R6. 11. 21(木)                        |                                      | R6. 11. 21(木)   | R6. 12. 19(木)   |
| 最終合格者<br>発表日          | R6. 11. 22(金)                        |                                      | R6. 11. 22(金)   | R6. 12. 20(金)   |

## 令和6年度職員採用試験等実施方法

| 区 分                           | 第1次試験  | 第2次試験   |
|-------------------------------|--|---|
| 大学卒業程度<br>(先行実施枠)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S P I 3 (基礎能力試験)</li> <li>・ P R 論文試験 (行政のみ)</li> <li>・ 専門試験 (記述式：行政以外)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>  |
| 大学卒業程度                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (択一式)</li> <li>・ 専門試験 (択一式：栄養士、保健師を除く)</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 (記述式：行政、警察事務、栄養士、保健師)</li> <li>・ 専門試験 (記述式：行政、警察事務、栄養士、保健師を除く)</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul> |
| 民間企業等<br>職務経験者                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S P I 3 (基礎能力試験)</li> <li>・ 経験論文試験 (行政のみ)</li> <li>・ 専門試験 (記述式：UIターン枠のみ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>  |
| 短大卒業程度                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (択一式)</li> <li>・ 専門試験 (択一式)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 (記述式：一般事務、教育事務)</li> <li>・ 専門試験 (記述式：土木)</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>                       |
| 高校卒業程度                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (択一式)</li> <li>・ 専門試験 (択一式：技術職のみ)</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>  |
| 就職氷河期世代を<br>対象とする<br>職員採用選考試験 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (択一式)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>  |
| 障害者を<br>対象とする<br>職員採用選考試験     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (択一式)</li> <li>・ 作文試験</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性検査</li> <li>・ 面接試験</li> </ul>  |

## 2 選考採用

令和6年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職 46 人、一般職 146 人の計 192 人で、うち人事委員会の選考にかかるもの 124 人、任命権者の選考にかかるもの 68 人（医師、看護師等）となっている。

役付職 46 人の内訳は、部長級 3 人、課長級 19 人、課長補佐級 5 人、係長級 19 人である。

### 令和6年度 選考採用結果

(単位：人)

| 区 分              |                 | 知事<br>部局 | 教 育<br>委員会 | 警 察<br>本部 | 県 立<br>病院局 | 計   |
|------------------|-----------------|----------|------------|-----------|------------|-----|
| 役付職員             | 部 長 級           | 3        |            |           |            | 3   |
|                  | 課 長 級           | 7        | 3          | 9         |            | 19  |
|                  | 課 長 補 佐 級       |          |            | 5         |            | 5   |
|                  | 係 長 級           | 6        | 6          | 7         |            | 19  |
|                  | 小 計             | 16       | 9          | 21        |            | 46  |
| 一<br>般<br>職<br>員 | 医 務 技 師         | 3        |            |           | 29         | 32  |
|                  | 獣 医 務 技 師       | 9        |            |           |            | 9   |
|                  | 薬 務 技 師         | 1        |            |           |            | 1   |
|                  | 臨 床 検 査 技 師     |          |            |           | 6          | 6   |
|                  | 診 療 放 射 線 技 師   |          |            |           | 1          | 1   |
|                  | 理 学 療 法 技 師     |          |            |           | 1          | 1   |
|                  | 作 業 療 法 技 師     |          |            |           | 3          | 3   |
|                  | 臨 床 工 学 技 師     |          |            |           | 2          | 2   |
|                  | 言 語 聴 覚 技 師     |          |            |           | 1          | 1   |
|                  | 医 療 福 祉 支 援 主 事 |          |            |           | 4          | 4   |
|                  | 看 護 技 師         |          |            |           | 28         | 28  |
|                  | 助 産 技 師         |          |            |           | 2          | 2   |
|                  | 工 業 技 師         | 1        |            |           |            | 1   |
|                  | 畜 産 技 師         | 1        |            |           |            | 1   |
|                  | 水 産 技 師         | 1        |            |           |            | 1   |
|                  | 職 業 指 導 技 師     | 4        |            |           |            | 4   |
|                  | 設 備 技 師         | 2        |            |           |            | 2   |
|                  | 主 事             | 33       | 1          | 1         |            | 35  |
|                  | 航 海 士           | 2        |            |           |            | 2   |
|                  | 原 子 力 技 術 職 員   | 1        |            |           |            | 1   |
| 文 化 財 研 究 員      |                 | 1        |            |           | 1          |     |
| 警 察 官            |                 |          | 6          |           | 6          |     |
| 技 術 職 員          |                 |          | 2          |           | 2          |     |
| 小 計              | 58              | 2        | 9          | 77        | 146        |     |
| 総 計              |                 | 74       | 11         | 30        | 77         | 192 |

## 3 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、優秀かつ多様な人材の確保に努めた。

### 【主な人材確保活動】

- ・職員採用試験総合案内パンフレットの作成（6,000部）

- ・鹿児島県技術職ナビゲータ制度の運用
- ・職員採用ホームページ及びSNSによる情報発信
- ・説明会の実施
  - 人事委員会主催 8回（参加者 718人）
  - 大学・短大等での説明会 26回（参加者 978人）
  - 就活イベント参加 16回（参加者 581人）

#### 4 情報提供による請求

人事委員会で実施する職員採用試験等において、口頭で情報提供を求めた者の数は、第1次試験で16人、第2次試験で125人である。

##### 令和6年度 情報提供結果

（単位：人）

| 試験区分                     | 第1次試験  |     |      | 第2次試験  |     |      |       |     |      |      |     |      | 合計  |     |      |
|--------------------------|--------|-----|------|--------|-----|------|-------|-----|------|------|-----|------|-----|-----|------|
|                          | (不合格者) |     |      | (不合格者) |     |      | (合格者) |     |      | (小計) |     |      |     |     |      |
|                          | 申出者    | 対象者 | %    | 申出者    | 対象者 | %    | 申出者   | 対象者 | %    | 申出者  | 対象者 | %    | 申出者 | 対象者 | %    |
| 大卒程度<br>(先行実施枠)          | 0      | 54  | 0.0  | 4      | 34  | 11.8 | 11    | 75  | 14.7 | 15   | 109 | 13.8 | 15  | 163 | 9.2  |
| 大卒程度                     | 8      | 104 | 7.7  | 13     | 63  | 20.6 | 53    | 172 | 30.8 | 66   | 235 | 28.1 | 74  | 339 | 21.8 |
| 短大卒程度                    | 1      | 23  | 4.3  | 2      | 13  | 15.4 | 8     | 40  | 20.0 | 10   | 53  | 18.9 | 11  | 76  | 14.5 |
| 高卒程度                     | 3      | 68  | 4.4  | 7      | 28  | 25.0 | 16    | 81  | 19.8 | 23   | 109 | 21.1 | 26  | 177 | 14.7 |
| 短大卒・高卒                   | 4      | 91  | 4.4  | 9      | 41  | 22.0 | 24    | 121 | 19.8 | 33   | 162 | 20.4 | 37  | 253 | 14.6 |
| 大卒(先)・大卒・<br>短大卒・高卒<br>計 | 12     | 249 | 4.8  | 26     | 138 | 18.8 | 88    | 368 | 23.9 | 114  | 506 | 22.5 | 126 | 755 | 16.7 |
| 民間経験者                    | 4      | 31  | 12.9 | 3      | 19  | 15.8 | 4     | 37  | 10.8 | 7    | 56  | 12.5 | 11  | 87  | 12.6 |
| 競争試験<br>計                | 16     | 280 | 5.7  | 29     | 157 | 18.5 | 92    | 405 | 22.7 | 121  | 562 | 21.5 | 137 | 842 | 16.3 |
| 障害者<br>選考                | 0      | 7   | 0.0  | 0      | 8   | 0.0  | 1     | 6   | 16.7 | 1    | 14  | 7.1  | 1   | 21  | 4.8  |
| 氷河期世代<br>選考              | 0      | 14  | 0.0  | 1      | 11  | 9.1  | 2     | 9   | 22.2 | 3    | 20  | 15.0 | 3   | 34  | 8.8  |
| 総計                       | 16     | 301 | 5.3  | 30     | 176 | 17.0 | 95    | 420 | 22.6 | 125  | 596 | 21.0 | 141 | 897 | 15.7 |

※第2次試験における申出者には第1次試験結果も併せて情報提供を行った。

#### 5 人事委員会規則の制定・改廃

令和6年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

| 規則番号 | 公布年月日<br>(施行年月日)        | 規則名                            | 概要            |
|------|-------------------------|--------------------------------|---------------|
| 第1号  | R7. 3. 21<br>(R7. 4. 1) | 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 | 派遣先団体の追加に伴う改正 |

## II 給 与

### 1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、議長及び知事に対して、令和6年10月8日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告及び勧告を行っており、その概要は次のとおりである。

#### 《給与勧告のポイント》

##### 1 本年の給与改定

月例給、ボーナスともに引上げ

月例給の改定額は、11,154円（改定率：3.15%）

ボーナス（期末・勤勉手当）は、0.10月増の4.60月

##### 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

給料表や諸手当等の見直しを、国に準じて令和7年4月から実施

（若年層職員の給料月額の上上げは令和6年4月1日に遡り先行実施）

### (1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所609事業所から、無作為に抽出した121事業所を対象に調査（調査完了率86.0%）

#### ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、学歴、年齢が同じ者同士で比較

| 民間給与①    | 職員給与②    | 較差 ①－②          |
|----------|----------|-----------------|
| 365,419円 | 354,247円 | 11,172円 (3.15%) |

（注） 職員の平均年齢は42.2歳、平均経験年数は20.6年である。

#### イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.58月分（職員の支給月数 4.50月）

### (2) 本年の給与改定

#### ア 給料表

- 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.51）を乗じた給料表に改定（初任給は大卒程度で24,400円、高卒程度で21,900円の引上げ）
- 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

#### イ 期末手当・勤勉手当

- 年間支給月数を0.10月引上げ（4.50月→4.60月）
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

#### ウ 初任給調整手当

- 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定（最高支給限度額415,600円→416,600円）

#### エ 実施時期

令和6年4月1日（ただし、イは令和6年12月1日）

#### オ 改定額（改定率）

| 区 分 | 給 料     | はね返り | 計               |
|-----|---------|------|-----------------|
| 行政職 | 10,804円 | 350円 | 11,154円 (3.15%) |

（注） 1 改定額とは、勧告どおり実施された場合の職員（新規学卒の採用者を除く行政職）の平均引上げ額（引上げ後の平均給与月額 354,247円→365,401円）

2 はね返りとは、給料の引上げに連動して引き上げられる定率の手当分

### (3) 給与制度のアップデート

人事院は、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、その他環境の変化への対応などを主眼として給与制度を整備するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（「給与制度のアップデート」）として、令和7年4月から実施（初任給や若年層の俸給月額の上昇については、令和6年4月に遡及して先行実施）する具体的な措置内容等について、報告及び勧告を実施  
この内容に準じ、以下の見直しを行うことが必要

#### ア 給料表

- ・ 人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に(2)のアと同様の率（100分の100.51）を乗じた給料表に改定することが必要

#### イ 昇給制度及び昇給区分の職員割合等

- ・ 昇給制度は、人事院勧告の内容に準じて見直すことが必要
- ・ 昇給区分の職員割合等については、人事院報告の内容も踏まえつつ、本県の実情を勘案するとともに、国や他の都道府県の動向にも留意しながら所要の検討を行うことが必要

#### ウ 諸手当

- ・ 扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当については、人事院勧告の内容に準じて、見直すことが必要  
なお、扶養手当の見直しにおける配偶者に係る手当の廃止については、本県の実情等を考慮し、段階的に実施することが必要
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員の地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当については、人事院勧告の内容に準じて、見直すことが必要

#### エ 実施時期

- ・ 給料表の改定、昇給制度及び諸手当の見直しについては、令和7年4月1日から実施

### 《人事管理・公務運営の改善に係る報告のポイント》

#### 公務が魅力ある職場として選ばれるための勤務環境の整備

公務組織を支える人材を安定的に確保するためにも、長時間労働の是正、ハラスメントの防止などに重点的に取り組み、公務が魅力ある職場として選ばれるようになることが重要

##### ◆ 長時間労働の是正

- ・ 任命権者の強い取組姿勢とリーダーシップの下での取組の推進が必要
- ・ 教育行政の場でも、徹底した働き方改革・職員の意識改革が必要

##### ◆ ハラスメントの防止

- ・ すべての職員が、ハラスメントに対する正しい認識を持ち、ハラスメントは決して許されないことであると強く自覚することが必要
- ・ カスタマー・ハラスメント防止への早急な取組が必要

##### ◆ 若手職員を主体とした Well-being な職場づくり

- ・ 職員が高い意欲とやりがいを持って生き生きと働ける職場の環境整備について、若手職員の価値観や自由な意見を生かした取組を加速することが必要

### (4) 人事管理・公務運営の改善

#### ア 人材の確保及び育成

##### (7) 優秀かつ多様な人材の確保

- ・ 県では「鹿児島県職員人材育成ビジョン」（以下、「人材育成ビジョン」という。）を踏まえ、柔軟な採用試験としてSPI試験等の実施や、公務職場の魅力等に係る情報発信として若手職員と学生の交流イベント等を実施するほか、新たに設置した「人材確保推進チーム」において人材確保に向けた議論を進めている。

- ・ これらの取組を積極的に進めつつ、採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験や多様な採用制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、検討することが必要

#### (イ) 人材の育成

- ・ 人財育成ビジョンに基づき、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に計画的かつ積極的に取り組むことが必要
- ・ 職員の知識の習得や能力の向上は、上司等とコミュニケーションを行う中でも培われることから、特に若手職員の育成においては、コミュニケーションの機会を充実させながら取り組むことが必要

#### (ウ) 多様な人材の活躍推進

- ・ 「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、引き続き、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むことが必要
- ・ 障害者雇用は、引き続き、障害者雇用に対する職員の理解を深めながら、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むことが必要

### イ 能力及び実績に基づく人事管理

人事評価制度の本来の趣旨である、人材育成・組織パフォーマンスの向上を推進するためには、全ての職員が、その趣旨について認識を深めることが重要

### ウ 良好な勤務環境の整備

#### (ア) 長時間労働の是正

##### a 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 超過勤務の限度時間は月 45 時間の範囲内が原則であることを再認識した上で、任命権者自らが強い取組姿勢を持ち、そのリーダーシップの下で、超過勤務等の縮減のための取組を一層推進することが必要
- ・ 人事評価制度において新たにマネジメントに関する具体的な目標を設定するようになったところ。管理監督職員等は、より一層適正な勤務時間管理に取り組むことが必要。係(班)長は、効率化・合理化による業務量の実質的な削減などに積極的に取り組むことが必要

##### b 学校等における働き方改革

- ・ 教育職員の処遇改善等に関する国や他の都道府県の動向等を注視し、質の高い教師の確保のための環境や指導體制の強化等についても検討を進めることが必要
- ・ 市町村教育委員会等とより連携を深めながら、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック、産業医等による面接指導の実施など実効性のある取組を、引き続き、着実に推進することが必要
- ・ 管理監督職員は、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校の実情に応じた業務改善の取組をより一層進めることが必要
- ・ 働き方改革は、教育長や教育事務所など教育行政の場でも推進されなければならない。勤務実態を正確に把握し、その実態に基づき、超過勤務の縮減を着実に実施するなど、徹底した働き方改革とともに、全ての職員に対する意識改革に取り組むことが必要

#### (イ) 柔軟な働き方の推進

- ・ 勤務間インターバルの確保や時差出勤、兼業・副業などの制度等が積極的に活用されるよう、管理監督職員が制度等の活用方法を含めて十分に理解することが必要
- ・ 職員一人ひとりが制度等について理解を深めていくことも重要であり、職員の意識や職場の慣習を変えていくことが必要

#### (ウ) 仕事と生活の両立支援

- ・ 男性の育児休業の取得促進や年次有給休暇の取得促進等については、「特定事業主行動計画」等に掲げる数値目標の達成に向けて、引き続き、取組の充実が必要
- ・ 仕事と育児・介護など生活の両立支援制度について、より一層活用できるよう、更なる周知や業務執行体制等の適宜、適切な見直しにより、制度を有効に利用しやすい職場環境づくり等に積極的に取り組むことが必要

## (I) 健康管理

- ・ 職員の心身の負担が過度とならないよう配慮しながら、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
- ・ 管理監督職員は、安全配慮義務があることを自覚した上で、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、職場環境の改善を積極的に進めることが必要。職員一人ひとりにおいても、心身のセルフケアに取り組むことが重要

## (ロ) ハラスメントの防止

- ・ すべての職員がハラスメントに対する正しい認識を持ち、あらゆるハラスメントは絶対に許されないことを強く自覚するよう、引き続き、意識啓発を徹底することが必要
- ・ 職員一人ひとりがハラスメントを見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談しやすい職場環境の確保に一層努めることが必要
- ・ 管理監督職員においては、ハラスメントに関する職員からの相談等に迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに取り組むことが必要
- ・ 国や他の都道府県の取組を参考にしながら、カスタマー・ハラスメントの防止に向けた県民への啓発や職員の認識を深めるための研修、職員の救済を図るための相談体制等の整備に早急に取り組むことが必要

## (ハ) 会計年度任用職員制度の運用

- ・ 地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向等を踏まえながら、引き続き、適切に対応することが必要

## (ニ) 段階的な定年引上げへの対応

- ・ 本年度から定年引上げに伴う、役職定年制や給料月額7割措置などの運用が始まったところであり、高齢層職員がさらにその能力を発揮し経験を活かすために、これらの制度を円滑かつ適切に運用することが必要

## エ 公務員倫理の保持

- ・ 職員による不祥事が複数発生し、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは、極めて遺憾
- ・ 原因究明を行うとともに、徹底した再発防止に取り組むことが必要

## オ 若手職員を主体とした Well-being な職場づくり

喫緊の課題である長時間労働の是正や健康管理、ハラスメントの防止など Well-being の土台となる職場(「Well-being な職場」)環境の整備について、若手職員の価値観や自由な意見を生かした取組を加速することが必要

## 2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与等に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、適当と認める旨の意見を提出した。

| 意見提出年月日   | 議案番号      | 件名  | 概要   |
|-----------|-----------|---|--|
| R6. 9. 13 | 議案第 91 号  | 鹿児島地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件            | ・夜間における災害応急作業等手当について、支給額の加算  |
| R6. 12. 5 | 議案第 105 号 | 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件                    | ・給料表の引上げ（人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の 100.51）を乗じた給料表に改定<br>・医師等の初任給調整手当の限度額の引上げ<br>・期末手当・勤勉手当の引上げ |
|           | 議案第 106 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件              | ・懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されることに伴う関係条例の整理   |
|           | 議案第 122 号 | 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件                   | ・議案第 105 号に準じた改正   |
|           | 議案第 124 号 | 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件                 | ・議案第 105 号に準じた改正   |
| R7. 2. 28 | 議案第 34 号  | 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件                    | ・給与制度のアップデートに伴う、給料表、昇給制度、諸手当等の改正   |
|           | 議案第 35 号  | 鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | ・国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う文言整理   |
|           | 議案第 36 号  | 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件                      | ・雇用保険法等の改正に伴う改正  |
|           | 議案第 37 号  | 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件              | ・超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等   |

| 意見提出<br>年 月 日 | 議 案 番 号  | 件 名   | 概 要              |
|---------------|----------|---|------------------|
| R7. 2. 28     | 議案第 53 号 | 鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定の件   | ・ 議案第 34 号に準じた改正 |
|               | 議案第 54 号 | 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                     | ・ 夜間中学教育手当の新設    |
|               | 議案第 60 号 | 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | ・ 議案第 34 号に準じた改正 |

### 3 人事委員会規則の制定・改廃

令和6年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

| 規則番号  | 公布年月日<br>(施行年月日)        | 規 則 名                                     | 概 要                           |
|-------|-------------------------|---|-------------------------------|
| 第 2 号 | R7. 3. 28<br>(R7. 4. 1) | 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則             | 特定任期付職員業績手当の廃止に伴う改正           |
| 第 3 号 | R7. 3. 28<br>(R7. 4. 1) | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 | 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の改正に伴う改正 |

### Ⅲ 審 査

#### 1 公平審査

##### (1) 不利益処分についての審査請求の状況

令和6年度は、新たな審査請求が2件、前年度から繰り越したものが5件あるが、年度内に審査、判定を行った事案はなかった。

令和6年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

| 区 分   | R5年度からの繰越件数 | 新規受付件数 | R6年度中処理件数 |    |     | R6年度末係属件数 |
|-------|-------------|--------|-----------|----|-----|-----------|
|       |             |        | 取下げ       | 却下 | 裁 決 |           |
| 知事部局  | 10          | 0      | 0         | 5  | 0   | 5         |
| 教育委員会 | 2           | 1      | 0         | 2  | 0   | 1         |
| 警察本部  | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 県関係計  | 12          | 1      | 0         | 7  | 0   | 6         |
| 受託等団体 | 0           | 1      | 0         | 0  | 0   | 1         |
| 合 計   | 12          | 2      | 0         | 7  | 0   | 7         |

##### (2) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和6年度は、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越したものもなかった。

| 区 分   | R5年度からの繰越件数 | 新規受付件数 | R6年度中処理件数 |    |     | R6年度末係属件数 |
|-------|-------------|--------|-----------|----|-----|-----------|
|       |             |        | 取下げ       | 却下 | 判 定 |           |
| 知事部局  | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 教育委員会 | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 警察本部  | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 県関係計  | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 受託等団体 | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |
| 合 計   | 0           | 0      | 0         | 0  | 0   | 0         |

#### 2 苦情相談

令和6年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

##### (1) 任命権者別

| 区 分  | 事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 受託等団体 | 計  |
|------|-----|-------|------|-------|----|
| 相談件数 | 23  | 14    | 1    | 3     | 41 |

##### (2) 相談内容

| 相 談 内 容 | 任用関係 | 給与関係 | 勤務時間・<br>服務関係 | 健 康 ・<br>安全関係 | セクハラ | パワハラ | いじめ等<br>(パワハラ除く) | 公平審査<br>関 係 | そ の 他 | 計  |
|---------|------|------|---------------|---------------|------|------|------------------|-------------|-------|----|
| 件 数     | 6    | 5    | 4             | 1             | 1    | 12   | 4                | 0           | 8     | 41 |

#### 3 職員団体の登録等

令和6年度は、新規登録はなかった。令和6年度末現在の登録職員団体は、32団体（県関係4団体、受託等団体関係28団体）である。

また、16団体から20件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

#### 4 公平委員会事務の受託等

令和6年度末現在、本委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき本委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

| 区 分     | 団体数 | 受託等団体数 |              |    | 非受託等団体数      |     |    |
|---------|-----|--------|--------------|----|--------------|-----|----|
|         |     | 受託     | 政 令<br>第402号 | 計  | 独自の公<br>平委員会 | その他 | 計  |
| 市       | 19  | 7      | 1            | 8  | 11           | 0   | 11 |
| 町 村     | 24  | 13     | 11           | 24 | 0            | 0   | 0  |
| 市町村計    | 43  | 20     | 12           | 32 | 11           | 0   | 11 |
| 一部事務組合等 | 36  | 26     | 9            | 35 | 0            | 1   | 1  |
| 合 計     | 79  | 46     | 21           | 67 | 11           | 1   | 12 |

#### 5 労働基準監督

##### (1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、令和6年4月1日付けで改正した。なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

##### (2) ボイラー等の検査

令和6年度は、落成検査を実施した事業所はなかった。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

令和6年度末におけるボイラー等の設置事業所は、21事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

##### (3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

本委員会が労働基準監督機関として職権を行使する189事業所の労働基準関係事務について、関係事業場の実態を把握し、関係法令及び職員の勤務条件制度の適正な運用に資するため、書面による実態調査を行った。

また、職員の勤務実態や特定機械等の状況等について調査し、関係法令等の周知徹底を図り、併せて指導助言をするため、令和6年度は12か所を対象に実地調査を行った。

##### (4) 解雇予告除外認

令和6年度に行った解雇予告除外認定は、次の表のとおりである。

| 申請者    | 事業の種類      | 申請年月日      | 認定年月日      |
|--------|------------|------------|------------|
| 知事     | 官公署の事業     | R6. 4. 26  | R6. 4. 26  |
| 警本部長   | 官公署の事業     | R6. 5. 15  | R6. 5. 16  |
| 県教育委員会 | 教育, 研究, 調査 | R6. 7. 5   | R6. 7. 11  |
| 県警本部長  | 官公署の事業     | R6. 11. 19 | R6. 11. 20 |

## 6 人事委員会規則の制定・改廃

令和6年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

| 規則番号 | 公布年月日<br>(施行年月日)       | 規 則 名                              | 概 要                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 第4号  | R6. 5.24<br>(R6. 5.24) | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則           | 行政組織規則等の改正等に伴う改正       |
| 第6号  | R6. 8.20<br>(R6. 8.20) | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則           | 行政組織規則等の改正等に伴う改正       |
| 第5号  | R6. 6.28<br>(R6. 6.28) | 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 各受託等団体における組織機構改正等に伴う改正 |

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係 [4 団体]

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

| 整理番号 | 団体名           | 登録年月日       | 法人格の有無 | 整理番号 | 団体名            | 登録年月日      | 法人格の有無 |
|------|---------------|-------------|--------|------|----------------|------------|--------|
| 1    | 自治労鹿児島県職員労働組合 | S41. 10. 12 | 有      | 3    | 鹿児島県高等学校教職員組合  | S44. 6. 24 | 有      |
| 2    | 鹿児島県教職員組合     | S41. 10. 12 | 有      | 4    | 鹿児島県立短期大学教職員組合 | S47. 5. 2  | 無      |

(2) 受託等団体関係 [28 団体]

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

| 整理番号 | 団体名                      | 登録年月日       | 法人格の有無 | 整理番号 | 団体名                   | 登録年月日       | 法人格の有無 |
|------|--------------------------|-------------|--------|------|-----------------------|-------------|--------|
| 1    | 中種子町役場職員組合               | S42. 1. 30  | 有      | 15   | 志布志市職員労働組合            | H18. 3. 28  | 無      |
| 2    | 南種子町職員労働組合               | S42. 1. 30  | 無      | 16   | 指宿市職員労働組合             | H18. 11. 16 | 無      |
| 3    | 天城町職員労働組合                | S45. 10. 1  | 無      | 17   | 全日本自治団体労働組合奄美市職員労働組合  | H19. 10. 30 | 有      |
| 4    | 徳之島町職員組合                 | S47. 2. 5   | 有      | 18   | 全日本自治団体労働組合屋久島町職員労働組合 | H20. 4. 10  | 無      |
| 5    | 知名町職員組合                  | S47. 3. 7   | 無      | 19   | 南九州市役所職員組合            | H20. 11. 25 | 無      |
| 6    | 喜界町職員労働組合                | S48. 2. 16  | 無      | 20   | 南九州市職員労働組合            | H21. 1. 27  | 無      |
| 7    | 龍郷町職員組合                  | S50. 10. 24 | 有      | 21   | 全日本自治団体労働組合肝付町職員組合    | H22. 2. 16  | 無      |
| 8    | 大崎町職員組合                  | S51. 3. 8   | 無      | 22   | 自治労南大隅町職員組合           | H23. 12. 20 | 無      |
| 9    | 垂水市役所職員労働組合              | S53. 12. 25 | 有      | 23   | 曾於市職員組合               | H24. 2. 9   | 無      |
| 10   | 十島村職員組合                  | S59. 9. 17  | 無      | 24   | 長島町職員組合               | H24. 7. 9   | 無      |
| 11   | 大和村職員労働組合                | S63. 4. 6   | 無      | 25   | 東串良町役場職員組合            | H24. 10. 10 | 無      |
| 12   | 湧水町職員労働組合                | H17. 9. 22  | 無      | 26   | さつま町職員組合              | H24. 12. 27 | 無      |
| 13   | 全日本自治団体労働組合いちき串木野市職員労働組合 | H18. 2. 10  | 無      | 27   | 与論町職員組合               | H26. 5. 12  | 無      |
| 14   | 南さつま市職員労働組合              | H18. 2. 10  | 有      | 28   | 瀬戸内町職員労働組合            | R 6. 3. 13  | 無      |

別表2 受託等団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村 [20 団体：7 市，11 町，2 村]

(令和7年3月31日現在)

| 番号                          | 市町村名   | 受託年月日        | 番号 | 市町村名 | 受託年月日        | 番号 | 市町村名 | 受託年月日       |
|-----------------------------|--------|--------------|----|------|--------------|----|------|-------------|
| 市                           |        |              | 町  |      |              | 村  |      |             |
| 1                           | 垂水     | S 40. 4. 1   | 1  | 南種子  | S 28. 4. 1   | 1  | 三島   | S 28. 6. 1  |
| 2                           | 曾於     | H 17. 7. 15  | 2  | 大崎   | S 34. 12. 25 | 2  | 十島   | S 37. 6. 15 |
| 3                           | いちき串木野 | H 17. 10. 25 | 3  | 東串良  | S 41. 1. 1   |    |      |             |
| 4                           | 南さつま   | H 17. 11. 22 | 4  | 中種子  | S 41. 1. 1   |    |      |             |
| 5                           | 指宿     | H 18. 1. 20  | 5  | さつま  | H 17. 4. 1   |    |      |             |
| 6                           | 志布志    | H 18. 1. 20  | 6  | 湧水   | H 17. 4. 1   |    |      |             |
| 7                           | 南九州    | H 19. 12. 28 | 7  | 錦江   | H 17. 4. 1   |    |      |             |
|                             |        |              | 8  | 南大隅  | H 17. 4. 11  |    |      |             |
|                             |        |              | 9  | 肝付   | H 17. 7. 15  |    |      |             |
|                             |        |              | 10 | 長島   | H 18. 4. 1   |    |      |             |
|                             |        |              | 11 | 屋久島  | H 19. 10. 26 |    |      |             |
| 受託市町村 20 市町村 (7 市 11 町 2 村) |        |              |    |      |              |    |      |             |

【参考】

公平委員会設置市 (11 市) : 鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 西之表市, 薩摩川内市, 霧島市, 伊佐市, 日置市, 出水市, 始良市

(2) 受託一部事務組合等 [26 団体]

(令和7年3月31日現在)

| 番号 | 一部事務組合名           | 事務受託年月日      | 番号 | 一部事務組合名          | 事務受託年月日     |
|----|-------------------|--------------|----|------------------|-------------|
| 1  | 鹿児島県市町村総合事務組合     | S 37. 10. 15 | 14 | 曾於北部衛生処理組合       | S 56. 4. 1  |
| 2  | いちき串木野市・日置市衛生処理組合 | S 41. 1. 1   | 15 | 北薩広域行政事務組合       | S 59. 4. 1  |
| 3  | 南薩地区衛生管理組合        | S 43. 1. 1   | 16 | 曾於地域公設地方卸売市場管理組合 | S 59. 4. 1  |
| 4  | 指宿南九州消防組合         | S 47. 7. 17  | 17 | 曾於南部厚生事務組合       | S 61. 4. 1  |
| 5  | 阿久根地区消防組合         | S 49. 8. 1   | 18 | 熊毛地区消防組合         | H 5. 4. 1   |
| 6  | 伊佐湧水消防組合          | S 50. 4. 1   | 19 | 南薩介護保険事務組合       | H 11. 8. 1  |
| 7  | 大隅曾於地区消防組合        | S 53. 4. 1   | 20 | 始良・伊佐地区介護保険組合    | H 11. 11. 1 |
| 8  | 指宿広域市町村圏組合        | S 53. 4. 1   | 21 | 曾於地区介護保険組合       | H 11. 11. 1 |
| 9  | 大隅肝属地区消防組合        | S 53. 4. 1   | 22 | 種子島地区広域事務組合      | H 11. 11. 1 |
| 10 | 南大隅衛生管理組合         | S 54. 4. 1   | 23 | 大隅肝属広域事務組合       | H 12. 11. 1 |
| 11 | 中南衛生管理組合          | S 54. 4. 1   | 24 | 公立種子島病院組合        | H 13. 11. 1 |
| 12 | 伊佐湧水環境管理組合        | S 54. 4. 1   | 25 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合  | H 19. 11. 1 |
| 13 | 伊佐北始良火葬場管理組合      | S 54. 4. 1   | 26 | 種子島産婦人科医院組合      | H 21. 11. 1 |

(3) 政令第 402 号関係団体

ア 市町村 [12 団体：1 市，9 町，2 村]

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

| 番号 | 市町村名 | 番号 | 町村名  |
|----|------|----|------|
| 1  | 奄美市  | 7  | 徳之島町 |
| 2  | 大和村  | 8  | 天城町  |
| 3  | 宇検村  | 9  | 伊仙町  |
| 4  | 瀬戸内町 | 10 | 和泊町  |
| 5  | 龍郷町  | 11 | 知名町  |
| 6  | 喜界町  | 12 | 与論町  |

イ 一部事務組合等 [9 団体]

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

| 番号 | 一部事務組合等名         | 設立年月日      |
|----|------------------|------------|
| 1  | 大島地区衛生組合         | S48. 8. 17 |
| 2  | 沖永良部衛生管理組合       | S51. 4. 1  |
| 3  | 沖永良部与論地区広域事務組合   | S58. 2. 3  |
| 4  | 徳之島地区消防組合        | S59. 4. 1  |
| 5  | 大島地区消防組合         | H 元. 4. 1  |
| 6  | 奄美群島広域事務組合       | H 3. 7. 1  |
| 7  | 徳之島地区介護保険組合      | H11. 6. 1  |
| 8  | 奄美大島地区介護保険一部事務組合 | H11. 6. 1  |
| 9  | 徳之島愛ランド広域連合      | H13. 3. 8  |

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

(令和6年4月1日改正)

| 労働基準法による事業所区分          | 事業内容       | 事業所  |   |
|------------------------|------------|--|---|
|                        |            | 部局名  | 事業所名  |
| 別表第1<br>第12号           | 教育, 研究, 調査 | 知事部局<br>総務部<br>観光・文化スポーツ部<br>環境林務部<br>商工労働水産部<br><br>農政部<br><br>危機管理防災局      | 短期大学<br>歴史・美術センター黎明館<br>環境保健センター 森林技術総合センター<br>工業技術センター 高等技術専門校(4)<br>障害者職業能力開発校 水産技術開発センター<br>大隅加工技術研究センター<br>農業開発総合センター 農業開発総合センター支場(3)<br>農業開発総合センター畜産試験場<br>フラワーセンター 肉用牛改良研究所<br>消防学校 環境放射線監視センター 21  |
|                        |            | 教育委員会<br>事務局   | 楠隼中学校 高等学校(61)<br>特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15)<br>総合教育センター 図書館(2)<br>青少年研修センター<br>少年自然の家(2) 博物館 埋蔵文化財センター 85   |
|                        |            | 公安委員会<br>警察本部  | 警察学校 1  |
| 官公署の事業(別表第1に掲げる事業を除く。) | 同左         | 知事部局<br>総務部<br><br>保健福祉部<br>商工労働水産部<br>農政部<br><br>危機管理防災局<br>地域振興局<br><br>支庁 | 本庁<br>東京事務所<br>消費生活センター かがしま県民交流センター<br>女性相談支援センター 知的障害者更生相談所(2)<br>大阪事務所 福岡事務所 計量検定所<br>病虫害防除所 家畜保健衛生所(6)<br>家畜保健衛生所支所(3)<br>防災航空センター<br>地域振興局(保健福祉環境部, 北薩地域振興局建設部甑島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。)(5)<br>北薩地域振興局建設部甑島支所<br>鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課<br>大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在<br>曾於畑地かんがい農業推進センター<br>支庁(保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病虫害係を除く。)(2)<br>熊毛支庁屋久島事務所(保健福祉環境課を除く。)<br>大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所<br>大島支庁徳之島事務所(保健衛生環境課を除く。)<br>大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 38 |

| 労働基準法による事業所区分          | 事業内容 | 事業所       |   |
|------------------------|------|-----------|---|
|                        |      | 部局名       | 事業所名  |
| 官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。） | 同左   | 教育委員会事務局  | 本庁 教育事務所（7）総合体育センター 9   |
|                        |      | 公安委員会警察本部 | 警察本部 警察署（27） 28   |
|                        |      | その他各種委員会  | 議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局<br>監査委員事務局 労働委員会事務局<br>海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7 |
| 計                      |      | 189 事業所   |   |

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2） 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

| 労働基準法による事業所区分 | 事業内容  | 事業所       |   |
|---------------|-------|-----------|---|
|               |       | 部局名       | 事業所名  |
| 別表第1第1号       | 水道    | 工業用水道部    | 工業用水課 1   |
| 別表第1第7号       | 飼育、畜産 | 知事部局支庁    | 大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 1  |
| 別表第1第13号      | 保健衛生  | 知事部局保健福祉部 | 精神保健福祉センター<br>ハートピアかごしま 若駒学園<br>こども総合療育センター 難病相談・支援センター<br>児童相談所（4）<br>食肉衛生検査所（7） 動物愛護センター<br>保健福祉環境部（支所を除く。）（5）<br>保健福祉環境部支所（4）<br>保健福祉環境部（2）<br>熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課<br>大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 30 |
|               |       | 県立病院局     | 県立病院課<br>病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6  |
|               |       | 教育委員会事務局  | 特別支援学校寄宿舎（5） 5  |
| 計             |       | 43 事業所    |   |

別表4 ボイラー等の設置状況

令和7年3月31日現在(単位:基)

| 事業所名                  | ボイラー | 第一種压力容器 | クレーン | ゴンドラ | 計     |
|-----------------------|------|---------|------|------|-------|
| 水産技術開発センター            |      | 1       |      |      | 1     |
| 工業技術センター              |      | 3(1)    |      |      | 3(1)  |
| 歴史・美術センター黎明館          | 1(1) |         |      |      | 1(1)  |
| 大隅加工技術研究センター          |      | 2       |      |      | 2     |
| 鹿児島地域振興局(建設部)         |      |         | 2    |      | 2     |
| 北薩地域振興局(建設部)          |      |         | 1    |      | 1     |
| 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 |      |         | 4    |      | 4     |
| 鹿児島県本庁(管財課)           |      |         |      | 5    | 5     |
| かごしま県民交流センター          |      |         | 1(1) | 1(1) | 2(2)  |
| 鹿児島水産高等学校             | 1    | 2       |      |      | 3     |
| 薩摩中央高等学校              |      | 1       |      |      | 1     |
| 徳之島高等学校               |      | 1       |      |      | 1     |
| 川内商工高等学校              | 1    |         |      |      | 1     |
| 鹿屋農業高等学校              |      | 1       |      |      | 1     |
| 伊佐農林高等学校              |      | 1       |      |      | 1     |
| 市来農芸高等学校              |      | 1       |      |      | 1     |
| 鶴翔高等学校                |      | 2       |      |      | 2     |
| 種子島高等学校               |      | 1       |      |      | 1     |
| 曾於高等学校                |      | 1       |      |      | 1     |
| 山川高等学校                |      | 1       |      |      | 1     |
| 加世田常潤高等学校             |      | 1       |      |      | 1     |
| 計 21 事業所              | 3(1) | 19(1)   | 8(1) | 6(1) | 36(4) |

(注) ( ) は、休止報告のあった基数で、うち書。

人事委員会年報（令和6年度）

令和7年8月 発行

編 集

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 1 0 番 1 号  
電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 8 2 1